

5 宿泊者からの宿泊税の徴収に関すること

1 ご利用後に料金変更が発覚した場合は下記の例のように宿泊税も変更する必要があるのか（特に月をまたいだ際）。

例 本来、23,500円（+宿泊税500円）を請求すべきところ、誤って19,500円（+宿泊税200円）で頂戴し、後日金額の変更に気づき請求する際、差額の4,000円に合わせて、宿泊税の差額300円を頂く必要はあるか。

A 宿泊税は宿泊料金により税率が定められているため、ご質問の場合においては、ご指摘のとおり差額を徴収していただく必要があります。

なお、宿泊税の申告後に料金変更があった場合は、差額徴収分の納入に加え、修正申告が必要となりますので、ご注意ください。

2 宿泊者より宿泊税をいただいた場合、領収書またはレシートに「宿泊税〇〇円」と記載するより、預かり証を別途作成し、

「〇〇様外〇名 宿泊税〇円 令和 年 月 日 特別徴収義務者 〇〇ホテル 印」とする方が望ましいのではないかと。

A ご質問の、宿泊税分のみの領収書等の発行も可能です。ただし、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ宿泊料金が消費税及び地方消費税の課税対象となりますので、ご注意ください。

3 宿泊税の支払を拒否された場合の対応方法については疑問を抱いている。結局は宿泊施設の負担になるだろう。もっと時間をかけて観光客に周知をしてほしい。

A 宿泊税の周知徹底に努めているところですが、宿泊施設におかれましても、ポスターの掲出やチラシの配置、ホームページへの掲載等にご協力を賜りますようお願いいたします。

4 宿泊税の支払いの折に、お客様が拒否された場合どうなるのか。特に外国人の場合、言語の問題もあり、支払いに納得されず、トラブルになることもあり得るのではないかと。

A 本市としても、宿泊税の周知徹底に努めてまいりますので、広報物等で宿泊客の方に納税の義務があることをご説明いただくとともに、宿泊料金と合わせて事前に徴収いただくなど、宿泊事業者の徴収のしやすい方法でご対応いただきますようお願いいたします。

なお、法令上は、仮に宿泊税が納税されなかった場合は、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市に納入した上で、納税拒否をした宿泊者に求償することとなります（地方税法第733条の15第4項）。

5 領収書に税額を表記して、宿泊客に宿泊代及び食事代の相場が知られることを避けたいが、税額を入れず、「宿泊税込み」とだけ表記することは可能か。

A 宿泊者に交付する領収書等には、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。なお、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ宿泊料金が消費税及び地方消費税の課税対象となりますので、ご注意ください。

6 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなるのか。

A 領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、印紙税に関する詳細は、税務署にお問い合わせください。

7 現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は事業者負担か。

A 宿泊税をクレジットカードで支払われた場合の手数料につきましては、事業者様にご負担いただくこととなります。

8 お客様からの納税苦情があった場合はどう対応したらよいか。

A 苦情につきましては、本市から配布する広報物等も御活用いただき、ご説明いただきますようお願いいたします。また、金沢市税務課宿泊税担当（076-220-2147）にご連絡いただくこともできます。